

市街化調整区域内の建築物等の新築等許可申請書（法第 43 条）

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築制限）

- ・ 添付図面等には設計者の署名又は記名押印が必要です。
- ・ ○の図書はすべての申請に必要です。
- ・ △の図書は必要な場合と不要な場合があります。内容・留意事項を参照してください。

種類	図 書	内 容 ・ 留 意 事 項	根拠条文
申 請 書	○ 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	省令別記様式九 ・ <u>申請面積は実測面積とする</u>	法第 43 条 第 1 項 省令第 34 条 第 1 項
	△ 土地の明細書 ・ <u>地籍面積、実測面積 両方記入する</u>	敷地に 3 筆以上の土地が含まれる場合添付する。 申請書に様式中「1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積」の内訳を記載した書類（許可申請書には代表地番とその他の筆数を記入すること）	
	△ 理由書	申請書の様式中「4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記事及びその理由」の詳細を記載した書類及びそれを証明する資料 ※特例措置基準（23）該当で申請する場合は、申請書の欄の記載のみでよい	
	＜証明資料の例＞	「別記：添付図書の詳細」中の「詳細番号 2 理由書」に掲げる＜証明資料の例＞を参照	
	△ 委任状	申請の手続き等を他人に委任した場合添付する	
添 付 書 類	○ 登記事項証明書、公図の写し（ <u>申請敷地を赤線</u> で囲む）	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地（以下「敷地」という）及びこれらの土地にある建築物、その他の工作物の登記事項証明書、公図の写し（転写年月日、転写場所、作成者を明示すること）	<u>権利者が申請者に対して同意する</u>
	○ 工事实施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得たことを証する書類	敷地又は敷地にある建築物その他の工作物につき、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得たことを証する書類	

	申請地が抵当権設定されている場合	抵当権利者の同意が必要	
種類	図 書	内 容 ・ 留 意 事 項	根拠条文
添	○ 排水に関する同意を得たことを証する書類	敷地内の排水を敷地外の排水路又はその他の排水施設を利用して排水する場合は、当該排水路又はその他の当該施設の管理者の同意を得たことを証する書類	
	△ 土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類	法第 34 条第 13 号に規定する者が同号に適合する建築物又は第一種特定工作物を建築又は建設する場合添付する 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際、自己の住居の用若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する既存の権利を有していたことを証する書類	省令第 34 条第 2 項
付	△ 集落住民等と申請にかかる協議・説明をしたことを示す書類	申請地の集落住民に、申請に係る説明及び協議をしたことを証する書類 特例措置基準 (21) (23)、個別付議基準 (7) 該当の申請にかかる書類	
	○ 住民票、登記事項証明書等	申請者が個人の場合は住民票、申請者が法人の場合は法人の登記事項証明書及び定款又は寄付行為の写し等を添付する	
書	△ 他法令による許認可の状況を示す書類	建築物の建築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新築をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、当該許可書、認可書等の写し又は手続の状況を示す書類を添付する	
	○ 敷地の現況写真	敷地の現況を 2 面以上から撮影した写真を添付すること（敷地を朱線等で明示し、撮影方向を記入すること）	
類	○ 付近見取図	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設	省令第 34 条第 2 項
	△ 求積図	必要に応じて添付すること	
	○ 敷地現況図	<建築物等の建築前の状況> (1) 建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設の場合 敷地の境界、既存建築物の位置又は第一種特定工作物の位置、がけ及び擁壁の位置並びに排水施設的位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 (2) 建築物の用途の変更の場合 敷地の境界、建築物の位置並びに排水施設的位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名	省令第 34 条第 2 項

		<p>称 (敷地に接する道路については、建築基準法第 42 条に規定する道路のいずれかに該当する道路か明示すること)</p>	
種類	図 書	内 容 ・ 留 意 事 項	根拠条文
添 付 書 類	○ 土地利用計画図 (配置図)	<p><建築物等の建築後の状況> (1) 建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設の場合 上記敷地現況図の(1)に、予定する建築物の位置又は第一種特定工作物の位置等を加え、建築に伴う現況からの変更を記載 (2) 建築物の用途の変更の場合 上記の(2)事項の記載に加え、用途の変更に伴う現況からの変更を記載 (敷地に接する道路については、建築基準法第 42 条に規定する道路のいずれかに該当する道路か明示すること) (建築物の階数、構造、建築面積、延べ床面積を明示すること)</p>	
	○ 排水施設構造図 (排水計画図)	敷地内に設ける排水施設(開渠、暗渠、雨水桝、汚水桝、吐口等)の構造の詳細	
	○ 建築物等の設計図	<p>建築物又は第一種特定工作物の各階平面図、立面図(2面以上とする)及び敷地に対する配置図(配置図は土地利用計画図と兼用可能) なお、既存建築物の用途を変更する場合、若しくは既存建築物を一部改築し、又は増築してその用途を変更する場合は、既存建築物の平面図を添付すること</p>	
	△ 開発審査会提出図面	令第 36 条第 1 項第 3 号ホに該当する申請のうち、開発審査会に付議するものについて申請書提出後、申請書とは別に提出する(内容は別途指示)	